

嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例

〔令和 3 年 6 月 18 日〕
条例第 14 号

(設置)

第 1 条 嵐山町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嵐山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、嵐山町立小中学校再編等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し、答申する。

(1) 小中学校の再編に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、同項に定める事項について調査及び審議し、答申することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が町長と協議し任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町立小中学校の保護者を代表する者

(3) 未就学児の保護者を代表する者

(4) 行政区を代表する者

(5) 町立小中学校の学校長を代表する者

(6) 町民のうちから公募により選出された者

(7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日又は第 2 条に規定する所掌事務が終了する日のいずれか早い日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

【資料2】

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、原則公開とする。ただし、必要があると認められるときは、審議会の決定により、会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会の会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。